

1. 社会福祉法人 菊愛会

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
30	未実施			
1	未実施			
2	実地	令和元年度、理事長の報酬が、職員給料(支出科目)からの予算流用により執行されています。社会福祉法上、理事等の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとされています。 貴法人の定款には、理事等の報酬額の定めはなく、評議員会で別に定める総額の範囲内で、「報酬等の支給の基準」に従って算定した額を支給するものとされています。 しかし、別の定めにあたる貴法人の「役員等報酬規程」では、理事長には報酬及び賞与を支給しないこととされています。 理事長に報酬等を支給する場合には、「役員等報酬規程」を改正するとともに、「報酬等の支給の基準」を定め、それに則って支給するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法(昭和29年法律第45号)第45条の16第4項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条準用、貴法人定款第21条、貴法人役員等報酬規程第4条別表1及び別表2＞	現在、「役員等報酬規程」を改正するとともに「報酬等の支給の基準」を定めるための理事会並びに臨時評議員会の開催のための準備をしているところです。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面決議による開催とする方向で調整し理事・監事・評議員に対し、書面決議による開催とする旨の同意書・確認書を徴している段階です。 理事・監事・評議員の同意書・確認書が揃った時点で、書面決議による開催通知書及び審議事項等を送付し、意見を求めることとしています。 以上が現時点における改善計画の状況となります。	令和2年11月